

規制改革推進会議（第9回） 議事概要

1．日時：平成29年1月26日（木）10:00～12:00

2．場所：4号館共用1208会議室

3．出席者：

（委員）大田弘子議長、金丸恭文議長代理、安念潤司、高橋滋、野坂美穂、
林いづみ、原英史、森下竜一、八代尚宏、吉田晴乃

（政府）松本副大臣、務台大臣政務官、西川内閣府事務次官、羽深内閣府審議官

（事務局）田和室長、刀禰次長、福島次長、石崎参事官、大槻参事官、佐藤参事官、
佐脇参事官、中沢参事官、西川参事官、渡邊参事官

（説明者）厚生労働省 谷内大臣官房審議官（医療保険担当）、宮本保険局保険課長

4．議題：

（開会）

1．診療報酬の審査の効率化と統一性の確保について

2．行政手続部会における検討状況について

3．法定休暇付与の早期化について

4．規制改革ホットラインについて

5．規制改革実施計画のフォローアップについて

（閉会）

5．議事概要：

大田議長 おはようございます。「規制改革推進会議」の第9回会合を開会いたします。

本日は飯田委員、江田委員、古森委員、長谷川委員が御欠席です。

山本大臣は、国会対応のため御欠席です。

松本副大臣、務台政務官に御出席いただいております。ありがとうございます。

本日は診療報酬の審査の効率化と統一性の確保について、厚生労働省からのヒアリング。

行政手続部会における検討状況について、高橋部会長からの御報告。

法定休暇付与の早期化に対する意見案の審議。

規制改革ホットライン、規制改革実施計画のフォローアップについての報告、審議を行います。よろしくお願いいたします。

では、恐縮ですが、報道関係の方はここで御退席をよろしくお願いいたします。

（報道関係者退室）

大田議長 それでは、議題1「診療報酬の審査の効率化と統一性の確保について」です。

これは前の規制改革会議の閣議決定を受けて、厚生労働省に有識者検討会をつくって御検討いただいているものです。今回はそのフォローアップです。

有識者検討会で取りまとめられた報告書の内容について、谷内繁大臣官房審議官、宮本直樹保険局保険課長にお越しいただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、御説明をお願いします。

谷内大臣官房審議官 厚生労働省保険局の谷内と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、資料1と資料1の参考をベースに御説明申し上げたいと思います。

まず、資料1「診療報酬の審査の効率化と統一性の確保の確保について」をお願いいたします。

まず、初めの3ページは規制改革会議から御指摘をいただいた点でございます。

簡単に御説明申し上げますと、まず、2ページ「1. 診療報酬の審査の在り方に関する検討組織の設置と具体的検討」につきましては、問題意識としましては、レセプトの電子化がほぼ完了しているけれども、非効率な業務運営が継続している。また、支払基金のICTに関する知見不足や資質不足が懸念されている。抜本的な構造改革はなかなかされていないという評価がされているところでございます。

したがって、規制改革会議からは、以下の要件を満たす検討組織を設置しなさいということで、そういった組織を設置した上で、診療報酬の審査のあり方をゼロベースで見直しなさいということで、

- a 診療報酬の審査の効率化と統一性の確保の実現を担う検討組織を設置し、検討組織の事務局には、支払基金及び支払基金の利害関係者を含めない。
- b 検討組織の構成員は、ICTによる業務効率化の専門家やコスト意識の高い企業経営者など、専門性の高い外部の有識者とする。また、支払基金関係者は構成員としない。

という内容をいただいたところでございます。

続きまして「2. 診療報酬の審査の在り方の見直し」につきましては、aからiにわたって具体的に検討して結論を得なさいということで、

- a 医師の関与の下で、全国統一かつ明確な判断基準を策定すること
- b 上記判断基準に基づく精度の高いコンピューターチェックの実施を可能とすること（医学的判断を要する審査対象を明確化すること）
- c コンピューターチェックに適したレセプト形式の見直しを行うこと
- d レセプトの請求段階における記載漏れ・誤記などの防止措置を構築すること
- e 審査結果の通知及び審査基準の情報開示をICTの活用により効率的に行うこと
- f 医師による審査における医学的判断を集約し、継続的にコンピューターチェックに反映する仕組みを構築すること
- g 医師による審査及び合議のオンライン化や、審査結果等のデータ蓄積を自動化し、統計的な分析結果の参照や過去事例の検索や人工知能の活用などにより、医学的判断を要する審査手続の効率化、高度化を行うこと
- h 医学的な判断が分かれるなどの理由から審査結果に疑義がある場合について、医療

機関及び保険者からの請求に基づく医師による再審査の仕組みを効率化、高度化すること

- i 社会保険及び国民健康保険のレセプト情報の共有化及び点検条件の統一化を図ること

について、検討ということでございます。

4 ページ「3. 組織・体制の在り方の見直し」につきましては、現在の支払基金は47都道府県に支部を設置しているけれども、抜本的な合理化、効率化を図るべきであるという指摘をいただいております。また、次の行では、法律の文言について御指摘をいただいているところでございます。

したがいまして、規制改革会議からは、診療報酬のあり方をゼロベースで見直すため、

- a 「診療報酬の審査の在り方の見直し」の検討を踏まえた上で、現行の支払基金が担っていると思われる各業務について要否を検討し、不要・非効率な業務を削減すること
- b aで必要とされる業務のうち、効率的な運営を図るため、支払基金以外の者を保険者が活用することが適切な業務の有無を検討し、当該業務がある場合の具体的な活用の仕組みを構築すること
- c aで必要とされる業務のうち、bの検討を経て支払基金が担うことが適切な業務がある場合には、その具体的な組織・体制等の在り方を検討すること

ということで、いずれも平成28年夏を目途に方針を整理し、28年内に結論を得なさいという御指摘をいただいているところでございます。

次の5 ページでございます。したがいまして、以下のようなデータヘルス時代の質の高い医療の実現に向けた有識者検討会を設置させていただきました。こういったネーミングになりましたのは、一番下の検討事項にありますように、規制改革会議からいただきました(4)(5)の御指摘のほか、塩崎大臣から、支払基金にはかなり多くのビッグデータが蓄積されているので、それを活用して医療の質を向上させるなり、保険者のガバナンスを効かせるなり、そういったことも前向きな検討をなささいということで、このような名前の有識者検討会を設置させていただいたところでございます。

構成員を見ていただければわかりますように、この規制改革会議にいらっしゃいます金丸先生、林先生、森下先生にもこの有識者検討会に参加していただいて、濃密な議論をさせていただいたところでございます。

続きまして、6 ページ、7 ページがそれまでの開催経過、6 ページが主に有識者検討会の開催経過、7 ページが、その中で2つのワーキングに分けてさらに議論した経過を示させていただきます。

8 ページ、9 ページがこの有識者検討会報告書のポイントでございますけれども、報告書につきましては、資料1の参考のほうで御説明を申し上げたいと思います。

大事な点は下線をしております。下線の部分が多うございますけれども、その中でピッ

クアップして読み上げさせていただきたいと思います。

まず、3ページ「3. 審査業務の効率化・審査基準の統一化について」、「(1) コストパフォーマンスが高く最適なアーキテクチャによる業務・システムの実現」でございます。

その下の7行目、8行目でございますけれども、業務効率化、システムの設計・構築や、セキュリティについて主体的に取り組むためには、まずは改革の取り組みを加速させるべき支払基金内に専任のCIOと、そのCIOを支援するチームとしてのICTの専門家によるタスクフォースを設置するなどの体制を確立するということが指摘されております。

また、一番下でございますけれども、審査手数料につきまして、御指摘をいただいております。審査手数料の設定のあり方を抜本的に見直し、医療保険者の負担軽減を通じ、ひいては国民の負担軽減につながるよう、全体として軽減していくべきである。その手数料が、保険者の支払基金に委託する業務の範囲と質に応じて、合理的に設定されるべきということでございます。

さらにその下でございます。実は支払基金でシステム刷新計画を計画しておりますけれども、この有識者検討会では、その計画していたものをやめて、全面的に見直しを行いなさいということでございます。見直しに際しましては、既存システムにとらわれることなく、ゼロベースでシステム全体のアーキテクチャを検討していくこととし、まずは下記のビッグデータの利活用、審査基準の統一化などの議論を踏まえて、あるべき業務の姿を見据えた新たなシステムの設計・構築が不可欠。新システムは機能が分解可能であり、かつ、アクセスやオペレーション方法が柔軟で変化への対応にすぐれているアーキテクチャとすべきという御指摘をいただいております。

また「(2) 審査プロセスの見直し・効率化及び審査業務における情報支援」につきましては、審査支払機関で行っているコンピューターチェックルールを公開することは、レセプトの返戻数の減少や審査支払機関の職員が行っている審査共助事務の軽減化が期待されるなど、医療機関等及び審査支払機関の効率化に資するものである。保険者や医療関係等と調整の上で公開の基準を定め、原則として公開すべきということでございます。

続きまして、5ページ「(3) 新たなシステムの基本設計について」は「コンピューターチェックを医療機関等において行う仕組み」にちなさいということで、その5行ぐらい下、現在、審査支払機関が行っているオンライン請求システムにおけるASPチェック及びレセプト電算処理システムにおける受付事務点検のコンピューターチェックの内容について、レセプトの請求前に医療機関等での事前のコンピューターチェックを可能にちなさいということが指摘されております。

また「コンピューターチェックに適したレセプト形式の見直し」ということで、電子レセプトのコンピューターチェックでエラーとなった請求項目のうち、詳細記述項目の内容のテキスト解析等に基づいて、頻繁に記述される項目については、電子的情報送付のオプションとして、例えば、医療行為等を行った理由や対象部位等を電子レセプト上に選択式

の項目として記載し、医療機関等がそれらを選択して送付可能とすべきであるということが指摘されております。

「コンピュータチェックルールや付箋貼付状況の差異に係る継続的な見える化等」ということでございます。それにつきましては、次の6ページでございます。そういった不合理な差異の解消に向けて計画的に取り組みなさいということで、上から10行目ぐらいでしょうか。差異に係る把握・分析や統一化等については、厚生労働省・医師会等・支払基金・国保連に加え、関連政府機関、ICT関連の有識者等が集まって、具体的に点数表の解釈や地域の差異を明確化していくなど、定期的にPDCAを回して継続的に検討していく場を設けるようにという御指摘をいただいております。

続きまして「コンピュータチェックの統一化に向けて、効果的な検討を推進するためのシステム環境等の整備」ということで、多面的な把握・分析による見える化は、今後刷新されるシステムに標準機能として搭載させ、さまざまなレポーティングが自動的になされる環境の整備が必要であるということでございます。

また「審査プロセス全体のオンライン化」をなささいという指摘をいただいております。

続きまして、8ページでございます。「5.支払基金の組織・体制の在り方について」は、まず「(1)支部組織の在り方について」で、コンピュータチェックを医療機関等において行う仕組みやコンピュータチェックや付箋貼付状況の差異に係る継続的な見える化等を行い、さらに見える化によるエビデンスベースの議論を踏まえた業務効率化や業務改革等のPDCAを回していくことによって、47都道府県における支部の体制について、その規模を必要最小限のものに縮小していきなさいという指摘をいただいております。

ただ、支部につきましては、次の9ページにございますように、集約化・一元化すべきとの意見、さらには支部を各都道府県に残すべきとの意見、さらに、今後の業務効率化を踏まえ、支部に必要な機能がどういったものであるかを明らかにした上で、方向性を決めていくべきだという意見が3論併記されているところでございます。

「(2)審査の一元化について」は、例えばHIRAのように全国一元化することが適切なのではないかという意見、さらには、ブロック単位や都道府県支部で審査することを原則とすべきという意見、また、当面は全国一元化やブロック単位での審査は困難であるという意見がございましたけれども、下から6行目にありますように、今後、当面は、コンピュータチェックの基準の原則統一化の作業とともに、システムにより、審査委員会の審査内容についても見える化を行って、地域における具体的な差異の内容を把握した上で、データに基づいて、支払基金の本部において専門家が議論を行う体制を整備し、エビデンスに基づいて審査内容の整合性・客観性を担保していくべきとする点についてはおおむね意見が一致したということでございます。

さらに、その下でございますけれども、本部につきましては、支部がどのような基準を設定しようとし、それによりどのような審査結果となっているのかを把握する必要があり、

その把握したデータに基づいて、本部がその妥当性を判断して、支部の判断に対して適切にガバナンスを効かせていく体制の整備が必要であるという指摘をいただいているところでございます。

「(3) 審査委員会のガバナンス・審査委員の利益相反の禁止等について」は、その3行下のところがございます、審査委員がみずから関連する医療機関等の審査は行わないとする取り扱いや、審査委員が担当する医療機関等を定期的に変更していくとする取り扱いを、規則として明確化していくことがまずは必要であるという指摘をいただいております。

さらに、次の11ページでございます。「(5) 支払基金等の組織のガバナンス強化等について」は、2行下の業務改革の専門家やCIO及びCIOを支えるICT専門家によるタスクフォースの設置等のほか、ビッグデータ活用を見据えたデータの利活用・分析を担う部門や医療の質の評価に関する研究部門の設置が必要ということでございます。

さらにその10行ぐらい下でございます。なお、支払基金において業務改革が進まない場合には、支払基金以外の民間事業者の活用も含めて、あるべき業務の担い手としてどのような組織・体制が適しているかをゼロベースで検討するべきという厳しい御指摘もいただいているところでございます。

「6. 今後の対応について」でございます。まずは、支払基金業務効率化計画・工程表につきまして、厚生労働省と支払基金において、平成29年春を目処に基本方針を取りまとめる。さらに、ビッグデータ活用推進計画・工程表についても同様でございます。

12ページの最後の行でございますけれども、平成29年夏を目処に、規制改革推進会議を初めとして、政府の方針において方向性を示して、平成30年通常国会において社会保険診療報酬支払基金法等について改革の内容に沿った法整備を行うべきであるという指摘をいただいているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

大田議長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問をお願いいたします。

では、野坂委員。

野坂委員 御説明いただき、ありがとうございます。

1点御質問させていただきますが、支払基金業務効率化計画・工程表というのは、具体的に、今後、残り時間のない中でどのように進めていくのか、閣議決定とこれまでの当会議の議論に沿ったものになるのかを、いま一度確認させていただきたいと思います。

大田議長 お願いします。

谷内大臣官房審議官 改革工程表につきましては、ここに書いてございますように、29年春を目途に取りまとめるということで、支払基金及び厚生労働省保険局が主体となって、今まで規制改革会議からいただいた御指摘、さらには、この有識者検討会でいただいた報告書を忠実にやるべく、今、精力的に作業をしております。特にシステムの刷新が非常に大事でございますので、それにつきましては、この有識者検討会の委員でいらっしゃった

方々の御意見を何度も伺って聞きながらやりたいと思っておりますので、このスケジュールに遅れることなく、さらには今までいただいた指摘をきちんと守った上で、しっかりとした改革工程表をつくっていきたいと思っております。

野坂委員 ありがとうございます。

大田議長 肝心のところが両論併記になっていて、どうやって改革工程表ができるのですか。

谷内大臣官房審議官 これにつきましては、例えば支部の組織のあり方というのは、まさにそういったところだと思いますけれども、我々としましても、この検討会の報告書にありますように、いずれにしましても、今後、システムの刷新を踏まえた業務の効率化をした上で、その人員体制や規模については、必要最小限のものにしていきたいと考えているところでございますので、そういった中で、我々としましても、特に9ページ、3論併記の中の一つにありましたように、上から7行目にあります、今後、新たなアーキテクチャのもとで刷新されるシステム等も含めた業務効率化やビッグデータ活用のあり方の検討なども踏まえながら、支部に必要な機能がどういったものであるかを明らかにした上で、方向性を決めていくべきとの意見がありましたように、こういった方向で検討していきたいと思っております。次の改革工程表の中で例えば支部については明確なことが書けないかもしれませんが、これにつきましては常にPDCAを回しながらどうしていくのかということを中心に検討していきたいと思っております。新たなシステムのもとで、こういった審査ができる、さらには、審査については、本部で相当できるということになりました段階で、そういったものについてはきちんと検討していきたいと思っております。

大田議長 吉田委員。

吉田委員 ここで随分システムのお話をしてくださっているのですけれども、システムはシステムで、システムなのです。あくまでもITというものはツールですから、ビッグデータなりなんなり、随分書いてくださっているのですけれども、そのシステムの差異はそんなにないのです。どこの国もどこの地域でも、システムはエブリウエアという感じです。クラウドも、いいものもいっぱいあります。これを使えるか使えないかで、全然進度は変わってくるのです。

その成功事例が例えば韓国であり、例えばデジタル政府であるとイギリスであり、エストニアでありと、ありますね。私も今回、行政手続部会に入らせていただいて、このデジタル政府、結構韓国は1週間ぐらい行って勉強もしてきたのですけれども、断行なのです。やはり断行。要は、今まで手づくりのハンバーガーをしていましたというものが、ある日、突然マクドナルドにレベルも下がるのです。でも、過程としてそれはしょうがない。ここはみんなにも理解してもらおう。そのかわり得られる効率化とか、例えばビッグデータであったり、次に伸ばさなければいけないものがあるわけですね。ここできめの細やかな体面を残した途端に、引っ張られるのです。それは皆さん、おっしゃっている。だから、そこは国民の理解は当然必要なのだと思うのですけれども、例えばデジタルファースト、

こちらありきねとか、一回、そこはみんな血を流していますね。だから、そこは両方そろそろやりながら、PDCAを回しながら、これだと大体うまくいかないケースの典型的な事例なのです。

例えば、トランジションを設けるのであれば6カ月とか、その間には、一回、皆さん、これはマクドナルドの味になりますけれども、でも、その中で得られるこういう経済成長、こちらが今回600兆円のほうが我々の共通の認識でしたね、日本はどこにも行かないからとか、そういううたい文句の中で、オーバーオールに例えば3カ年計画のような中で、ここに行くためにここは我慢してくださいぐらいのことを言って、みんなで死なない程度に血を流しながら断行していく。各国、成功しているところはそのようにやっていらっしゃいました。そこは念頭に置かれて。

その中で一つ考えなければいけないのが、この支部があるからこそ支部にいたいという人たちもいっぱいいるわけです。生活にかかわる。オペレーションするのは人間ですから、ここを解いていかないと、こういうものは長続きしなくて、その中で、韓国の事例でもしろいなと思ったのは、こういう断行して改革をしていただいた方は、こういう評価点になって、このお役人たちは、例えば偉くなれますとか、そこまでつくるわけです。そうすると、みんな違ったニンジンをぶら下げられて、今度はそちらのほうに走っていってくれるわけなのです。これがないと、幾らトップダウンでこういう仕組みができて、その仕組みの穴をくぐって、みんな現状維持をしたくなるわけではないですか。ここは腹をくくって、どうしても、結局人間が動かないとこのITも使われないわけですから、人間が動くようなニンジンも用意してのようなものを、3年ぐらいの絵の中で描いていって、運用していく。そのトランジションの運用をどうしたのかというのは、各国の成功事例からかなりピックアップできるものがあるのではないかと。

ただ、どうやら楽ではないです。でも、その後、みんなこれはやって本当によかったという結果がもうあるので、そういう話なのではないかと思えます。だから、この支部を残しつつというものにはひっかかっています。

大田議長 今の点、いかがでしょうか。

谷内大臣官房審議官 まさに、今、先生から御指摘いただきましたように、採用については、東京でやったり、各地方でやったりしているということもございます。支部を仮になくすということになりますと、当然地元の医師会とか、そういったところとも協議した上で行っていかなければいけないということになります。いずれにしましても、現在各47の都道府県で、レセプトの審査を行っております。そういったことをきっちりとやっていることを継続した上で、どこまで業務効率化によってできるのか。また、人の配置もございます。既に採用した方もいらっしゃいますので、そういった方をどこまで配置転換できるか。そういったこともよくよく検討しながら、ここに御指摘いただきましたように、我々としては、その規模については、必要最小限にしていくということをベースに、これが最後のトライだということ肝に銘じてやっていく。これは支払基金のトップである理

事長なり、また、新たに理事になられた方の共通の思いでございますので、そういった覚悟でやっていきたいと思っております。

大田議長 支部は継続した上でと、今、おっしゃいましたけれども、そういう結論なのですか。

谷内大臣官房審議官 ここにありますように、支部につきましては、3論併記されておりますけれども、いずれにしましても、かかるコストについては必要最小限にしていきたいと思っております。その上で、業務の効率化なり、システムを刷新した上で、また、審査につきましてはできるだけ本部なり、集約してできるかどうかも含めましてトライした上で、どういった体制が必要最小限かということを吟味する。最終的に支部はどうかということについてはまだ結論は出ておりませんが、そういったことをやりながら、支払基金にとって一番コストがかからない体制というものはどういうものかということ等を常に吟味しながら、毎度検討していきたいと考えているところでございます。

大田議長 森下委員。

森下委員 私もこの委員会に出ていましたけれども、最初に厚生労働省に言いたいのは、非常に時間がなかった。これは申しわけないですけれども、厚生労働省さんのこのデータヘルスの検討会の運用が悪かったということはあると思うのです。支払基金の実態を把握するのに半分ぐらいかかって、本当にわずかな時間で最終的まとめの中で、支部のあり方、あるいは効率的な業務の運用の仕方というものはどういうものか。この議論はほとんどできてこなかったと思うのです。そういう意味では、厚生労働省さんには審査委員会の運用のあり方と、今までの支払基金の現状を全く把握できていなかったということに関しては、真摯に反省をしてもらわなくてははいけない。

その上で、現状がはっきりしましたので、ぜひ早急に先ほどお話があったような効率のよいあり方、これは支部という言い方をするのか、名前が変わるのか、その辺を含めてこれからでしょうけれども、それは早急にしてもらおう。支部というか、都道府県の機能が何かということが、結局支払基金も厚生労働省さんも、そのあり方に関して考えを持っていないということが一番大きな問題だと思うのです。どういうものが残らなければいけないのかが把握されていなかったの、そこ自体の議論が残念ながらできなかった。それが時間切れになった大きな理由だと思うのです。ですから、そこを早急に把握していただいて、再度やっていく必要があるのだろうと。

現場のお話、私も地方の医師会等で、行ったときに聞いていますけれども、こんな言い方をしては何ですが、支払基金の闇の部分の部分がはっきりしたのは、非常によかったと。これはかなり多くの方が言われています。今までこんなに支払基金にお金がかかっていて、正直、成果として計算上は5分の1ぐらいしか回収できていないわけです。明らかにトレードオフになっていなかった。その現実がわかったというのは、結構皆さん衝撃を受けているので、その意味では、この内容を明らかにしていったということは、私は確かに意味があったのだろうと。ただ、それを受けて何かをすることこれからしなければいけ

ないので、それはぜひ早急をお願いしたいと思います。

もう一点思うのは、厚生労働省さんがどういうように、この支払基金に関して今後効率的に運用したいのか。その意思が見えないのが非常に大きいと思うのです。規制改革会議が言ったから、あるいは閣議決定がこうなっているからというのは大前提ですけれども、その上で、どのようにしていきたいのか。データヘルス、データの扱い方に関しては、塩崎大臣の意向もあって明確になったと思うのですが、これだけお金がかかっている中で、効率的にやるにはどうしたらいいか。それは単にICTを活用すればできるというだけではなくて、いろいろな組織論全体を考えるべきだと思うのですが、その点に関して、意思というか、どういうようにしたいのかということが見えなかったのが、迷走した原因ではないかと私は思うのです。

ですから、早急に議論を再開してもらうにしても、どのような形が理想かということをしかり考えてやっていただきたいと思います。これは注文をぜひ出したいと思っています。

大田議長 今の点、何かございますでしょうか。

谷内大臣官房審議官 森下先生からの指摘でございます。有識者検討会の中でもたびたび同じような御指摘をいただいているところでございます。我々としましては、塩崎大臣からこの支払基金については、今までは単なる業務集団だったけれども、これからは頭脳集団として生まれ変わるのだということで、特に、今、蓄積されておりますビッグデータもきちんと活用するような体制にしていくべきだという指摘を受けています。

さらに、審査につきましても、極力少ないコストでということは厳命だと思っております。そういった形に今後はしていくということでございますので、ただいまいただいた森下先生の御指摘も十分踏まえて、スピード感を持って、今後、きちんとした改革を進めていきたいと思っております。

大田議長 では、八代委員。

八代委員 今、おっしゃったできるだけ少ないコストでやる効率的な組織にしていこうということなのですが、そのためには競争が必要なわけです。今、支払基金がレセプトの審査を独占しているわけですが、本来の健康保険法では、保険者が審査する権限がある。それを、いろいろな理由から支払基金に委託しているということがあるわけですから、そういう効率的な審査をするためにも、一部の意欲のある保険者であれば、まず、第一義的に保険者が審査する。それができないところは従来どおり支払基金に委託するという、選択の自由をまず認めるということは、昔から大きな課題であったと思いますが、それについてとはどう考えられるのかということが一つです。

それから、レセプトの電子化をすることの最大の目的は、今のような紙に打ち出して、それをめくって目で審査するのではなくて、統計的処理をするということです。同じ病気について、医療機関ごとのコストの分布を見る。そこから外れた異常値について簡単にわかるようにするということが最大の目的だったのですが、そういう統計的処理というのは、

先ほど御説明を受けた中では全くない。コンピューターチェックということですが、これは、具体的にエラー項目、つまり、書くべきことが入っていないとか、そういう原始的なことだけやっておられるのか、もともとの意図があった、そういう統計的処理というのはいつできるのか。そういうことについても教えていただければありがたいと思います。

大田議長 お願いします。

谷内大臣官房審議官 まず、八代先生の後者の御指摘でございます。ここにいらっしゃる金丸先生と森下先生にも、現地を御視察していただいて、コンピューターチェックの状況を見ていただいております。診療報酬で定められている項目に本当にレセプトが合致しているのかというのを、例えばコンピューターチェックで、ある項目については、本当に合致しているのかどうかを附箋がついた状態にした上で、それを、人の目で本当に記述しているか確認して剥がすような作業をしているということで、コンピューターチェックをしております。人でそれを剥がしているような状況で、ある意味では、このようなかなり前近代的な、紙ベースのレセプトチェックと同じようなことをしているという御指摘をいただいて、せっかくICTを使っているのだから、本当にそれで完了できるようなシステムをつくるべきという指摘もいただいております。そういった形で、今、全面的な見直しを行っている最中でございます。

その際に、八代先生がおっしゃった統計的なことが、なかなかできないような仕組みになっておりまして、それもきちんとできるように、どういった統計をとるのかという観点からも、そういったことができるようなシステムづくりを、今、全面的に検討しているということでございます。

八代委員 途中ですけれども、システムの問題ではなくて、今、せっかくのデータをPDFベースで打ち出しているということなのですが、これはエクセルとか、もっと統計的処理をするデータに変えれば、簡単にできることではないのでしょうか。

谷内大臣官房審議官 そういった点も含めまして、もう一つのビッグデータの活用ということもきちんと言われておりますので、統計的な処理がしやすい形で見直していきたいということでございます。

もう一点の保険者が審査支払機関を選べるようにすべきだということでございます。今、支払基金と、特に市町村国保のほうは国保連が審査をやっておりまして、法律上はできるようになっております。しかし、実際には健保連とか協会けんぽが全面的に支払基金に委託しているということでございますけれども、法律上はあくまでできるということになっているところでございます。

八代委員 それは課長か局長の通知があってできないというように昔聞いていたのですが、そういうものは一切なくて、例えばどこかの大きな会社の健保組合がやろうと言えば自動的にできるという状態でしょうか。

宮本保険課長 保険局の保険課長でございます。

今、八代先生がおっしゃったように、当然、保険者が支払基金に委託する形ですので、

基本的には法律上、当然、保険者が自分でみずから審査をするということができているのですが、その場合、いろいろな事務の関係から、例えば自分で審査をする場合は、医療機関の同意を得なければいけないことになっておりまして、その医療機関の同意を得ることがかなり難しいということになって、実際にはできないということになっています。

一方、薬剤のほうは、薬局の審査のほうは、薬局から同意を得て、具体的に保険者みずから審査している事例というものがございます。

八代委員 その同意を得なければいけない根拠は、政令ですか。法律ではないのですね。

宮本保険課長 規制改革会議から、これは平成14年ぐらいでしょうか、12年ぐらいでしょうか。御指摘をいただきまして、その際にその前の実施体制ということで、規制改革会議の中でも御議論をいただきまして、どのようにしたら事務が回るかということで、厚生労働省から通知を出しました。実際上は、レセプトが来ましたら、その審査はそのレセプトをどこが審査をするかということが事前にわかっていないと支払基金も、あるいは医療機関側のほうも、これは保険者に戻すものなのか、支払基金に戻すものなのか、それがわかっていないと医療機関でも混乱してしまいますので、そういった医療機関の合意というものは必要だということになっておりまして、そういう通知ができたことと承知しております。でも、なかなかこれが厄介でございまして、なかなかうまくいっていないということが現状でございます。

大田議長 厚生労働省の通知というのは、誰の通知ですか。

宮本保険課長 保険局長の通知でございます。

大田議長 あと、八代先生から統計的処理はいつできるのかという御質問だったのですが、いつになりそうなのですか。

宮本保険課長 それは、まさに今回の報告書で御指摘をいただいたところで、要するに、いろいろ審査の差異がございまして。そういったものを見る化するという。それから、そういうことによって、どこの地域が異常値になっているのか。そういったものを把握しやすい仕組みにする。その把握を見る化した上で、なぜそういった差が出ているのか。そういった異常値についてはきちんと説明をしてもらう。そして、それが合意ができましたら、その基準を統一し、それを規則の中、例えば診療報酬の通知であるとか、そういったものに入れていく。そういうシステムをつくってまいりたいと考えていて、まさにそれを御議論いただきまして、同意をいただいたということでございます。

大田議長 では、まだいつになるのかはわからないのですね。

宮本保険課長 それは、今回のシステム刷新、今回のまさに一連の改革の中でやっていることとっておりますので、今後つくります工程表等の中で明らかにしてまいりたいと考えております。

大田議長 高橋委員。

高橋委員 先ほどの厚労省の通知ですが、同意を義務づけている根拠について、わかっていないと医療機関の側が対応できないという話でした。これは同意を義務づける根拠に

はならない。単に通知だけでいいわけですね。やりますからと医療機関に、今度こちらに送ってくださいという通知だけでいいのに、何で同意を義務づけなければならないのでしょうか。

宮本保険課長 まさに審査をやる前の事務の問題でございまして、どこで審査するのかということが明らかでないと、医療機関が受け取った、医療行為をした場合に、それをどこで審査をしてもらうのかということがはっきりしないといけないということで、そういったことをはっきりさせるための、その明確化させるための通知という意味でございします。

高橋委員 それは同意の根拠には全くなりませんね。通知だけで十分なのですね。何で同意を義務づけなければいけないのですか。その厚生労働省の通知はそろそろ撤廃したらどうですか。要するに、私は通知だけでいいというように変えたほうがいいと思います。

宮本保険課長 多分、やり方は例えばいろいろほかに振り分け機関のようなものをつくれれば、そういったことができるかもしれませんが、具体的に行った医療行為をどこで審査してもらうのかということが明らかでなければ、多分現場が混乱すると思います。

高橋委員 明らかになるのは通知で十分ですね。同意は要らないです。言っていることの意味はわかりますね。明らかになるためには通知すればいいので、同意は要らないです。同意というと、いろいろな思惑があって同意しないと言われればそれで済みますので、明らかにするためには、通知だけで十分はなすのですが、そこはどうでしょうか。

そのような厚生労働省の通知は変えたほうがいいと思います。

宮本保険課長 今、勉強不足でわかりませんけれども、そこは調べてまたお答えをしたいと思います。

大田議長 この件も長く議論していることですので、改めてまたやる必要があると思います。

では、金丸議長代理。

金丸議長代理 ありがとうございます。

今の点は、この規制改革会議で、再度、私は取り上げるべき論点だと思っています。今のお話で補足すると、法律どおりに、一健保組合が自分で審査をしようとしたら、それに照らし合わせて、そういうことが可能になる仕組みを用意するのが厚労省だと思うのです。ですから、医療機関から見ると、患者さんごとにレセプトの送り先が変わってしまえば厄介でしょうから、本当は1カ所で、ワンストップで受け取って、そこで振り分けをすればいいだけの話なので、普通はそういうアプローチをとるのが健全だと思いますが、逆に、実質的には使われないように加担しているとしか私は思えないので、それは改めて、取り上げるべきだと思います。

この会議に私も委員として、規制改革会議側から参画をしたのですが、もともとこの会議体を厚生労働省でつくっていただくきっかけになったのも、前規制改革会議でお越しいただいたときに、例えばリモートで、審査の委員の方が物理的に集まらなくてもで

きるのではないかというようなシステムの話に、その当時、なったのです。そのときの支払基金側の御説明は、セキュリティの話进行全面に出されて、そういうことも考えなければいけないので、結構難しいというお話だったのです。今回、我々委員で審査の現場に訪問したのですけれども、あれほど全面に出しておられた支払基金のセキュリティはどうだったか。各審査委員の先生方、その日は、ピークではなかったので、パソコンがずらっと数百台並んでいて、誰もいらっしゃらないところだったのですが、机の上にIDとパスワードが置いてあったり、画面にポスト・イットでIDとパスワードを張っていらっしゃる方もいて、パソコンの移動に関しては、ガムテープが張ってあるというのが、現状の支払基金のシステムであり、ガバナンスなのです。これは、いわゆるセキュリティというか、Pマークだとかの資格は本来出ないですね。これだと明らかにアウトです。

さっき、吉田委員は、そんなにシステムは変わらないのだとおっしゃったのですが、現状の支払基金の保有しているシステムのできばえは、想像を絶する。20世紀でも1970年代か、1980年代だと私は思うのです。なぜそうなったのかというと、レセプトのオンライン化と言ったので、多分紙ベースのものが通信で伝送されるのをオンライン化と言っているだけで、ほとんど仕事は手でやっていたものと、変わらないのです。だから、今、それぐらい非効率な仕組みの中にいます。

それから、データも、要するに、紙がそのまま画面に映っているので、例えばその中に数値データがあったり、いろいろなその後使うデータは、コード体系でコードを振らなければいけないのですけれども、画面のキャラクターの文字列のままです。ですから、例えばデータヘルスで分析をして使おうと思っても、キャラクターですから、キャラクターの羅列がCSVファイルで分析をする人には届けられるのですけれども、その中から、これはきっと治療名だろうとかということを経験して、もう一度それをつくりかえをして、いろいろな分析をしていらっしゃることなのです。今回、システムを刷新するとおっしゃっているのですけれども、その程度のITガバナンスの能力の人たちが、今度、一気に世界先進国の人たちがやっているようなレベルになるとは、私は思っていないのです。そういう意味で、システムのアーキテクチャであるとか、ガバナンスなどということは申し上げました。

それから、支払基金が信頼足るべき組織に生まれ変わって、その組織に、今後も、頼んでいる業務そのものを頼み続けるかどうかについては、引き続き私は疑問符を持っております。3月末につくられるいろいろな工程表やシステムの刷新計画のできばえいかんによっては、この検討は新たなもっと大きな次元で再検討せざるを得ないのではないかと私は思っております。先ほど、谷内審議官にラストチャンスだと思って頑張るとおっしゃっていただいたので、危機感は既に共有できているはずですので、引き続き、刷新計画とかあるいは工程表を見せていただく必要があるのではないかと考えています。

それから、もう一つ新たな大きな論点というのは、健保組合は保険者そのものであって、健保連は保険者そのものではないわけですね。委託をしています。例えば健保連とか協会

けんぽが、我々から出た保険料を束ねて、それを支払基金に支払基金業務を委託していて、その中にシステム代も入っているわけです。そうすると、相当保険者に成りかわって、健保連等、協会けんぽ等は、支払基金を相当ガバナンスというか、我々の委託を受けてやっていただかなければいけないのですけれども、システムのできばえであるとか、プロジェクトの進捗については全部丸投げというお話でしたので、私は保険者機能の強化と言っているのは、単にデータヘルスで分析のデータを活用して保険者機能を発揮するだけではなくて、支払基金のガバナンスをするための能力そのものも見直しが必要ではないかと思っています。これは民間の自助努力と、厚生労働省と一緒にやることではないかと思っています。まして、新たな大きな論点ではないかと思っています。

以上でございます。

大田議長 今の点、何か御意見ございますか。

谷内大臣官房審議官 金丸先生がおっしゃったシステムの件につきましては、金丸先生が実際に見られたとおりを、今、おっしゃったと思いますので、我々もその問題意識は共有しているつもりでございます。きちんとしたものを支払基金が中心となって、有識者検討会にいらっしゃった先生方の助言もいただきながら、見直していきたいと思います。その際には、先ほど金丸先生に、この会議が始まる前に、自分がオーケーと言わない限りだめだぞと厳しい指摘をいただきましたので、そういうつもりでやっていきたいと思っております。

保険者の機能強化でございますが、まさにおっしゃるとおりでございます。厚生労働省保険局としましても、保険者の機能強化が大事だと思っておりますので、現状では、金丸先生のおっしゃったようにまだまだ保険者機能が発揮されているような状況ではないと認識しております。今後、医療制度改革、医療費の削減、医療の質の向上という観点からも、保険者が果たす役割は大事だと思っておりますので、そういった改革について、我々もできるだけ保険者の背中を押していきたいと思っております。

大田議長 では、林委員

林委員 ありがとうございます。

私もこの会議に委員として参加させていただいたので、思いは余るほどありますが、一言だけ申し上げさせていただきます。

昨年の答申を出すときには、いみじくも、宮本保険課長が先ほど言及されたように、平成12年の過去の会議が、全く何の改革にもつながらなかったということへの反省があります。今度こそ抜本的な構造改革をしなければという思いで、我々、ブレイクダウンして、業務のICT化のための、まず、業務の洗い出しをして、その上で組織論についての結論を年内に出すということを閣議決定したわけであります。

しかるに、この日程の中でも11月30日にやっと組織論の話が20分ぐらいできましたでしょうか。その次の1回、これも、我々なかなか日程がそもそも入らないところで設けられ、実質的な議論ができず、そのまま今回の両論併記の報告書になっております。

先ほど、議長から結論が出ていないもので、両論併記でどうやって工程表を書くのか。また、この報告書では法改正のことにも言及していますが、厚労省は一体どうするつもりなのかという意思の見えないところ。これについて、私どものこの会議で、本日委員の先生から、この件についてそんなに関与されなかった委員の先生からも、極めて本質的な御指摘をいただいたと思います。この閣議決定を満たしていただけなかったということについて、改めて我々としても意見をしていきたいと思っております。

以上です。

大田議長 今の点は、何かございますか。

谷内大臣官房審議官 林先生からも同じような指摘を常々いただいております。特に支部のところにつきましては昨年12月末の段階では結論が出ていないというのはおっしゃるとおりでございます。したがって、この報告書にありますように、組織については最小限にするという大原則のもとで今後、業務の効率化なりシステム刷新をすることによって、どこまで業務が縮小できるかということの中で、まさにPDCAを回しながら、どこかの段階で支部についてもきちんとした結論は得ていかなければいけないと考えております。

大田議長 ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。

私から1つあるのですが、レセプトが20億件とかなり集まってきていて、それをデータとして活用したい。それから、審査についてもなるべく効率的にということなのですが、この報告書の中でよくわからないのは、47都道府県支部の体制は「地域の顔が見える関係を土台とする」、と。この意味がよくわからないのです。それから、審査の一元化の項目にも、「レセプトからわかる情報以外にも地域の医療提供体制や環境、家族の状況、生活習慣等の状況を踏まえて審査を行う」、と。そもそも医師の診断ではなくて、その結果であるレセプトの審査をしているのに、それが地域の顔が見える関係を土台として家族の状況、生活習慣等までやるのが果たして支払基金の役割であるのかどうか。ここは大きい疑問なのですが、どうでしょうか。

宮本保険局保険課長 まずこの報告書に書いてあるのは、要するに韓国のHIRAのような一元的な審査をするべきではないかといったときと日本を比較して書いておりまして、韓国では混合診療を認めているという形になっておりますので、要するに公的医療は一定の水準で切って、あとは私的医療で診るということができやすいのですが、日本の場合は御案内のように混合診療を原則禁止しておりまして、要するに公的医療の範囲に患者さんの個別性がある中で、公的医療の範囲に何とか入れ込んでいこうという形で審査をしております。

そうすると診療報酬の基準を見ていただくとわかるのですが、かなり診療報酬の基準自体が原則が書いてあって、例外でただし書きというものがあって、そのただし書きの中で例外的に認める範囲というものを非常に多くとっております。しかし、その例外を全部認めてしまうと明らかに行き過ぎであるということがありまして、その中で、それは患者さんのためにやって個別性を認めなければいけないので、その例外を認めているのか、単に

公的医療としてやり過ぎなのかということ、レセプトの中だけでは判断できないので、あるいは診療報酬の基準の中では判断できないので、実際に地域の医療機関、この医療機関がどういう診療をしているか、あるいはあの先生がどういう診療をしているかということ、審査委員が把握をしながら、この中でこれはやり過ぎである、これは地域の事情あるいは医療機関からのアクセスを考えれば、こういった量の医療をしてもやむを得ないということ、これを判断しているというのが現在の状況でございます。

しかし、それだと余りにも曖昧過ぎますので、それを今回コンピューターシステムで見える化をいたしまして、なるべく基準の中に取り込んでいける。ビッグデータ解析をして意見を集約して、なるべく基準を明らかにするというようなことをやっていかなければいけないのではないかとということの中の議論でありました。

要するに今はなぜ地域でやっているかということ、実際に審査委員の人がその医療機関の状況や、実際に審査をしている先生のこと、それがやり過ぎなのか、やり過ぎでないのかということ、これを把握しているということなわけですけれども、それを全国レベルに変えていくためには、やはりビッグデータを使って基準の中に盛り込んでいって、そうすれば全国一元的な審査というものができていくのではないかと議論があったということでございます。

大田議長 どうぞ。

吉田委員 ビッグデータというと魔法の玉手箱みたいな話になってしまって、わからないものはみんなビッグデータになってしまうのです。これがぱっとあくと、全てのことをやってくれる。

そのビッグデータのところですごく心配なのは、ついこの間、先週、投資ワーキング・グループで内閣官房健康・医療戦略室の方々から、次世代医療ICT基盤の構築ということで、まさに同じ取り組みをしていらっしゃるお話を聞いたのですけれども、こことは連携をしていらっしゃるか。何を懸念しているかということ、ビッグデータ、ビッグデータでも、実は地域にとじてすごくスモールデータになっていたりということがあわせて、皆さんこれを統合して同じビジョンのもとに次世代医療ICT基盤とビッグデータというのはおつくりになっている感じでよろしかったでしょうか。全く同じことをやっていらっしゃるんだなと思いつつ今、聞いていたものですから、その辺のところ、いろいろなところでビッグデータをおつくりになっているような懸念があったもので。

宮本保険局保険課長 内閣府が現在やっております取り組みと申しますか、いわゆるビッグデータをつくるという作業については、我々も聞いておまして、いろいろとIT室などの中でも、昨日もそうでしたが、一緒に会議などを行って、どういう形で進めていこうかという相談をしているところでございます。そういった意味では連携をさせてやらせていただきたいと考えております。

吉田委員 本当にITのシステムは、最初みんなでこういうふうやっていこうというのが1つになっていないと、最後に統合しようということ、なかなかできないわけで

はないですか。そこから話が始まっていかないと、その無駄から今、省けていくのではないかと思ったものですからお伺いしたところなのですけれども、ぜひ連携されて、同じところにためてほしい、ビッグデータにしてほしいと思うところがございます。

大田議長 ほか御意見ございませんでしょうか。よろしいですか。

この問題は長い間の懸案ですし、前の規制改革会議のときから非常に重要なテーマとして、私どもも徹底的な議論をしてきました。この推進会議になってから10月24日の医療・介護・保育ワーキングで有識者検討会の途中経過を伺いました。そのときに林座長からは、支払基金ありきではないゼロベースの検討を行うと考えていいかという質問に対して、審議官からは、もちろんそのつもりだというお答えをいただきました。

私から、組織体制のあり方についても年内に結論が出るのでしょうかということをお尋ねしましたが、必ず結論を得ていきたいというお答えをいただきました。

しかし、きょうの御報告をお聞きしますと、結論は出ておりませんし、両論併記のままです。有識者検討会の議事録を私も拝見いたしました。支払基金の組織体制のあり方については、議論の時間そのものが非常に短い。これは林委員御指摘のとおりです。議事録を見ても議論の時間が相当短かったということは十分にわかります。閣議決定に沿ったゼロベースの見直しをやるという意図が残念ながら感じられませんでした。

今回の報告書の内容というのは、今年の閣議決定に沿ったものとはとても言えません。内容が沿っていないだけでなく、年内に結論を得るということも守られておりません。年内を過ぎたということだけならまだしも、結論が得られていないわけです。残念ですが、閣議決定には違反していると受けとめております。

厚生労働省におかれましては、この閣議決定に沿った検討を早急に進めていただきたいです。規制改革推進会議としても閣議決定の趣旨に沿った改革が実現するように、また、金丸議長代理からも御指摘があったように、さらに新たな次元でこの改革に引き続き取り組んでいくこととしたいと思います。

それから、きょう議論に出ましたこの審査は、一義的には保険者がやることになっているわけですが、現在は保険局長通知で医療機関の同意を得ねばならないことになっておりまして、これについてきょう何人かの委員から御意見がありました。これも長い間の懸案でもありますので、規制改革推進会議としても改めて議論してまいりたいと思います。医療・介護・保育ワーキングでまず検討するかどうかということも含めて御議論いただければと思います。

きょうは谷内審議官、宮本保険課長においでいただきまして、ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

(厚生労働省退室)

(松本副大臣退室)

大田議長 それでは、議題2の行政手続部会における検討状況について、高橋部会長及び事務局から御説明をいただきたいと思っております。

まず高橋部会長、よろしくお願いいたします。

高橋部会長 行政手続部会の検討状況について、まず私のほうから概要を御説明させていただきます。

資料2 - 1の1ページをごらんください。今回の我々の取り組みの前提といたしましては、ここにございます28年6月の日本再興戦略の閣議決定がございます。この閣議決定におきましては、真ん中辺を見ていただければと思いますが、外国企業への日本への投資活動に係る規制・行政手続の抜本的な簡素化について、1年以内に結論を得る。それ以外の分野についても先行的な取り組みが開始できるものについては、年内に具体策を決定し、速やかに着手するというふうにされております。

さらに下線部のところにございますが、こうした先行的な取り組みと上記取り組みの実施状況等を踏まえながら、諸外国の取り組み手法に係る調査を行い、規制・行政手続コストに係る手法や目標設定のあり方を検討した上で、本年度中をめどに本格的に規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進めるべき重点分野の広い選定と、規制・行政手続コスト削減目標の決定を行い、計画的な取り組みを推進する、と述べられているわけございます。

この計画的な取り組みを検討するために、9月12日の規制改革推進会議におきまして行政手続部会が設置されました。部会の委員及び専門委員は、資料の2ページのとおりでございます。9月20日に第1回の部会を開催して以来、8回の部会を開催しております。開催状況は資料の3ページにございます。

以下、部会での議論の概要について御報告申し上げます。

まず、閣議決定におきましては、諸外国の取り組み手法に係る調査等を行う、とされておりましたことから、事務局職員の外国出張を含めて、諸外国における取り組み状況の調査を行いました。この詳細は後ほど事務局から御紹介いたしますが、まずは資料2 - 2の36ページにございます。そこに、我が国の取り組みに向けた示唆、が記載されております。

概要はここにございますが、各国の取り組み、主に2000年代でございますが、行政手続コストにつきましてパーセント値、割合の目標を設定しておりました。ところが2010年代におきますと、2000年代の取り組みによって政府全体の行政手続コストというものが明確化されておりましたことから、目標削減率から絶対額に変更するなど、国によって進め方がだんだん分かれてきたことがわかってまいりました。

資料の37ページにございますが、各国におきまして相当の費用と時間をかけて政府全体のコストを計測したわけですが、実際のところ、コストは特定の少数の手続に集中していることが明らかになったということございます。

このような状況を踏まえまして、我が国において行政手続コストの計測範囲をどのような物差しで目標を設定すべきかどうか。さらにはコストの計測手法や削減計画の設定手順など、重点分野をどのようにするかを、部会で考えてきたということございます。

次に事業者ニーズの把握等について申し上げます。これは資料2 - 3をごらんいただき

たいと思いますが、閣議決定におきましては、事業者目線で行政手続の簡素化を進める、とされております。そこでコスト削減につきましては、事業者のニーズを把握することが重要と考えられました。このため1ページにございますように、団体からのヒアリング、事業者に対するアンケート結果、内閣府のホームページを利用した意見募集、この3つを行いまして、事業者がどのような手続にどのような負担感を感じているかということについての整理と分析を進めてまいりました。

その結果として、事業の開始や継続拡大といったところ、2～3ページぐらいから出ておりますが、その各段階におきまして営業の許可・認可、補助金のような各省庁に共通するような手続というものと、社会保険や税といったような個別分野の手続の双方について提出書類の作成の負担が大きいかどうか、オンライン化がされていない。同じ手続について組織ごとに様式が異なる同様の書類を複数の組織に提出しなければならない、といった事業者の声を確認されました。この点につきましても、後ほど事務局から概要を説明していただくことにしております。

その他の事項でございますが、このほかにも部会におきましては取り組みの対象とする行政機関や手続の範囲をどのように考えるのか。事業者に対して生ずるコストのうち、削減の対象とするものをどのように考えるかということについても、整理を行ってまいったところでございます。

これらの作業を踏まえまして、12月20日の部会におきましては論点の検討と整理を行い、先週1月19日の部会におきまして、各委員の御意見を踏まえまして作成した「重点分野」、「削減目標」、「計画的な取組の推進」についての考え方というものを議論いたしました。資料2-4をごらんください。こちらの3ページをごらんいただければと思いますが、重点分野におきましては事業者のアンケートの結果に基づきまして、負担感が上位であった10の分野を重点分野の候補と今はしております。具体的には営業の許認可、社会保険、国税、地方税、補助金、調査・統計に関する協力、従業員の納税事務、従業員の労務管理に関する手続、商業登記、従業員からの請求に基づく各種証明書の発行という、以上の10でございます。実はこの10分野で、手続が負担であるという回答の約75%が占められたということになります。

次に5ページの真ん中辺のところでございますが、削減目標につきましては数値目標が必要であるとした上で、削減対象を「時間（事業者の作業時間）」とし、削減率を設定するとしたらどうか、としております。

次は取り組み期間でございますが、基本3年といたしまして、ただし、事項によっては5年もあり得るといたしました。

資料の6ページでございますが、今後の計画的な取り組みについてでございます。まずは本年6月の末までに各省において行政手続コスト削減に係る暫定的な計画を策定するしたいと思います。

次に、7月から30年6月までに、部会において各省庁の計画及び削減の取り組みについ

て議論をいたしまして、30年の7月以降、部会が各省庁の本計画の取り組みの進捗を確認する。このような段取りで進めていけばいかがかと考えております。

さらに重点分野以外のものについても、当然取り組んでいただくこととなりますので、各省庁の自主的な取り組みの内容について、部会において取り組みの進捗の確認を行うこととしてはどうかということにさせていただいております。

今後の進め方、について、恐縮でございますが、資料2 - 1に戻っていただければと思います。3ページでございますように、1月30日と2月の一番下でございますが、第9回、第10回、2月2日に関係6省庁からのヒアリングを予定しております。個別分野に関する特別な事情を含めまして、各省の意見を踏まえた上で取り組みに向けた議論をさらに進めていくことにしていきたいと考えております。

閣議決定の上では、年度内を目途に議論を取りまとめることになっておりますので、本会議におきましてもよろしく御理解のほどお願いいたします。

資料の詳細につきましては別途、事務局より御説明をさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

大田議長 ありがとうございます。

では事務局からよろしくをお願いいたします。

石崎参事官 資料2 - 2「諸外国における取組と我が国の取組に向けた示唆」をごらんください。

3ページ目、欧米諸国における行政手続コスト削減の取り組みの概要とございます。1にありますとおり、欧州諸国では2000年代に政府全体で削減率を目標に定め、その実現に向けて標準的費用モデルを用いて行政手続コストを数値化し、その削減に取り組んだ。表のほうに具体的な期間ですとか目標、達成状況を記載してございます。

4ページ目、2000年代及び2010年代の欧州諸国の取り組みの概要でございます。2000年代においては、多くの国でまず削減目標を決定し、その後政府全体の行政手続コスト、事業者側の事務作業費用のコストでありますけれども、その測定と、各省における具体的な削減計画の策定が並行して進められた。

2010年代に取り組みにおいては、絶対額の目標に変更したイギリスやデンマーク、それから、一旦削減した既存の行政手続コストをこれ以上ふやさないという目標を設定することにしたドイツ、フランス、イギリス。それから、トランプ米国次期大統領の100日プランでも同様のことを表明している。それから、削減目標を設定せずに官民の10の分野のワーキング・グループを設定して、ライフイベント・アプローチと呼ばれておりますけれども、個別措置を検討したということでございます。具体的なスケジュールにつきましては、下の表に書いてあります。

以下が各国の取り組みでありまして、時間の関係でほとんど省略させていただきますが、少しかいつまんでみますと、6ページにイギリスの政府全体の行政手続コスト計測結果とございまして、これで見ますと上位の3省庁で大体全体の7割ぐらいの手続コストが占め

られているということ。それから、8ページ目でありますけれども、イギリスで具体的に行政手続コストの削減効果が高かった上位10の取り組みということで、労働法ガイダンスプログラムですとか、消費者向け広告など商業上の不正に関するルール等が記載してございます。

15ページ目、デンマークに関しましては大体イギリスと同じでございますが、デンマークにつきましては電子私書箱をつくりまして、それを企業に保持を義務づけて行政側との情報伝達を一元化したという取り組みがある。

17ページからドイツであります。ドイツも行政手続コストの削減効果が高かった10の取り組み、これによって大体70%ぐらいを占めているということでもあります。

フランスは24ページから記載してありますが、先ほど部会長からも御指摘がありましたとおり、事業者のライフイベント・アプローチということで事業者が感じる行政手続の煩雑さですとか、そういったことをアンケート調査でフランスについても行っているということでもあります。その結果として26ページとして効果の高かった取り組み事例ということで、企業情報に係る行政機関内での情報の共有化等の措置が挙げられております。

最後にアメリカでございますけれども、アメリカにつきましては32ページからであります。コストではなくて真ん中のほうに書類作成負担とありますが、回答者1人当たりの情報提供時間ということで、時間で負担を計測しているということでもあります。

まとめにつきましては36ページ以下でございますけれども、高橋部会長からも御説明がありましたので省略させていただきます。

海外の取り組みについては以上でございます。

大槻参事官 続きまして、事業者のニーズの把握の関係を御説明いたします。

資料2 - 3の束の2ページ目をごらんください。ヒアリング結果の整理の関係でございます。日本経済団体連合会等の経済団体、また、日本行政書士連合会等の士業団体、日本貿易振興機構といった政府関係機関、それから、有識者から意見聴取を行ったところです。

3ページ目の上ですけれども、全体で187事項について聴取できたことになりました。これを事業段階別に整理をいたしますと、事業継続時の手続が多かったということもございます。

3ページの下ですが、これを ~ の負担感の類型別に整理をしましたところ、一番多かったのが の提出書類の作成の負担が大きい。このほか まで書類だとか審査基準に関するものが続きますけれども、2番目に多かったのが の同様の書類を複数の組織等に提出しなければならない。3番目、4番目に多かったのが 、 の手続のオンライン化の関係でございました。

4ページから16ページまで個別の事項が続きますけれども、こちらの説明は省略させていただきます。

続きまして、資料の19ページをごらんいただければと思うのですが、今度はアンケートの関係でございます。19ページの上ですけれども、事業者の規制・行政手続簡素化に関する

る調査ということで、事業者がどのような手続にどのような負担感を感じるかの把握を目的とした調査を行いました。日本商工会議所、経団連、経済同友会、この3団体合計で818の回答を得たところです。

回答事業者の業種ということで製造業、建設業、卸売業の順に多くなっております。また、事業者の企業規模ということで100人以下が48.8%、300人超が38.1%となっておりまして、中小企業と大企業の両方につきまして一定程度含まれてございます。

19ページの下が全体集計の結果でありますけれども、負担感上位の手続を書いております。1位は営業の許可・認可に係る手続ということで、この手続に負担感を感じたという回答数が574あった。これが回答総数に占める割合が11.2%です。表の右のほうに3団体ごとの回答数と順位をつけております。さらには参考としまして、各省に共通する手続が個別の分野の手続かの別を書いております。2位から10位は表のとおりでございますが、注3というものがございまして、表の真ん中ら辺に累積パーセントという項目がございまして、これは個別のパーセントを上位から足していったものの累積値でございます。10位のところに赤囲みのセルがありますが、10位までで回答総数75.6%を占めているということがわかります。

20ページの上は11位以下の手続でございます。

21ページの下ですけれども、先ほど全体集計を説明しましたが、今度は事業段階別に分析しております。事業開始時につきましては事業開始の許可・認可に係る手続が一番多くなっております。また、おめくりいただいて22ページの下ですが、事業継続・拡大時におきましては調査・統計に対する協力、営業の許可・認可に係る手続といったものが多くなっております。

24ページの上ですけれども、事業終了・承継時におきましては、法人の解散・清算の登記が一番多くなっております。

32ページの下ですが、意見募集につきましては内閣府のホームページにて自由記載の方式で意見を募集いたしました。結果、105件の意見の提出があったところです。

33ページの下ですけれども、これは負担感の類型別に内容的に136事項に整理されたので、これを分析しましたところ、ヒアリング、アンケートと同様の傾向が見られたということでございます。

今度は資料2 - 4、考え方(たたき台)でございます。日本再興戦略の文言に従って3つに分けて書いてございます。

最初の重点分野のところでございますけれども、取り組みの対象範囲としまして事業者ニーズを踏まえ、行政機関等に係る以下の手続等を取り組みの対象範囲としてはどうかということで、行政機関等については取り組み対象として国の行政機関、以下を書いております。また、手続等につきましては取り組みの対象として申請、届出等を書いております。これは実は第2回の部会、最初のほうで検討する論点として一度整理したものとつきまして、その後、アンケート等で把握された事業者のニーズの把握を踏まえまして、ど

れを対象にするのかということの方向性を示したものでございます。

2 ページ、事業者に対するアンケート調査の選択肢を基本として以下の分野について検討対象とすることとしてはどうかということで、各省庁に共通する手続、個別分野の手続、それぞれを列挙したところです。

3 ページ、重点分野の選定ということで、これは部会長から御報告されたとおりでございますけれども、この10分野を重点分野の候補としてはどうかということでございます。

重点分野の位置づけということで、重点分野は削減についての目標を設定し、取り組みのフォローアップ行う分野と位置づけてはどうか。重点分野以外については、重点分野と同様の目標は設定しないが、今般の取り組みで把握された個別の課題について、各省庁の自主的取り組みを進めることとし、部会において必要に応じ、取り組みのフォローアップを行うこととしてはどうかとしております。

4 ページ目、削減目標につきまして、最初の削減対象とするコストですけれども、今回の取り組みで削減対象とするコストは行政手続コストとしてはどうか。ただし、各省が他のコスト削減に自主的に取り組むことを妨げるものではないとしております。

事業者に対する規制のコストの表がありますけれども、これは第2回、最初のほうの部会で整理をしたものなのですが、諸外国の標準的な費用モデルにおきましては、以下のような複数の種類のコストがありまして、この中で行政手続コストを対象としてはどうかということをしてしております。ちなみに行政手続コストというのはどういうものかと申しますと、規制等を遵守するために、企業において発生する事務作業の費用のことを指しております。

コストの内容ですけれども、以下のような類型が考えられるということで、金銭のコスト、時間（作業時間）、事業者の負担感を3つ提示しております。その上で5ページ目ですけれども、どの類型を考えるかに関しては以下の意見を考慮すべきではないかということで、定量的目標設定をする場合、取り組みの実効性を上げるために一定の計算に基づく行政手続コストの算出が必要ではないか。（ ）としてコスト計算に多大な労力、費用、時間をかけることは適切ではなく、簡易な推計方法を検討すべきではないかということ踏まえまして、一案として示しておりますのが（ ）削減対象は「時間（事業者の作業時間）」とする。（ ）各分野の主要な手続について、所管省庁が企業内部でどの程度の時間を要しているかを把握・計測し、公表する。（ ）その際、先行的取組の例も踏まえて、大規模なヒアリングやアンケート調査の実施までは求めない。また、計測時に一定の仮定を置くことも許容する。

取り組み期間につきまして、最初のポツは部会長の御報告のとおりです。2つ目、3つ目ですが、ただし、初回に手続コストを計測したのと同時期に翌年度以降も手続コストの計測を行い、削減の取り組みの進捗管理をすることとしてはどうか。取り組みの起算点は平成29年度としてはどうか。その上でコストの計測を年度内の何月に行うかは、各省に委ねてよいのではないかとございます。

この後(3)削減目標、あと6ページに計画的な取り組みの推進がございますけれども、これも部会長の御報告されたとおりでございます。

事務局からは以上でございます。

大田議長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明に対して御意見、御質問をよろしく願いいたします。

八代委員 事務局にお伺いしますが、こういう非常に膨大な作業をしていただいて、非常に感謝しますけれども、本来、ほかの国ではこういう仕事というのは常設の政府機関がやるのが常識だと思っています。規制改革会議のようなアドホックの機関がこんな膨大なことをやるというのは、本当はおかしなことであって、私が知っている限り、ほかの省庁でも専門の機関がある。日本でそれに相当するのは、本来は総務省の行政管理局がまさにこういうことをやっていると思うのですが、そこの調整というか、そこが何をやっているかというのはヒアリングはまずされたのでしょうか。

それから、今度総務省にヒアリングをされるということですが、必ずしも総務省がどれだけのこういう規制とか手続をやっているかという調査だけではなくて、一緒に昔の行政管理庁の管理局に相当するようなところで、なぜこんなことをやっていないのかということもぜひ聞いていただきたいと思います。

大田議長 どうぞ。

大槻参事官 一番最初の部会で、これまでの政府の取り組みを確認いたしました。その中で行政手続の簡素化の取り組みだとか、IT化の取り組みは総務省もずっと関与してやってきたことございまして、その資料を作成する際に総務省とよく連携してつくったものがございます。

また、これまで過去の行革、規制改革の中で、例えば行政監察の機能を活用しながらやっていくということは多く言われたことでして、この手続の簡素化についてもこれまで引き続きやってきた総務省の取り組みがございまして、それも彼らと連携した上で資料をつくって報告させていただいたところでございます。

今後の進め方につきましては、よく総務省と連携したいと考えてございます。

八代委員 質問の趣旨と違うので、当然ながら連携してやるのは大事ですがけれども、むしろ今後ともこういうことをずっとこういうアドホックな規制改革会議でやるのか。むしろ総務省に勧告して、こういうことをやれと言うことはできないのでしょうか。

刀禰次長 今の八代委員の御発言の関係にお答えいたします。

まず今、担当参事官から申し上げましたように、今回の取り組みの開始に当たりまして総務省、特に行政管理局、行政評価局も全面的に支援するということをまず前提としてお約束をいただきまして、実際に人的、事務的なさまざまな協力をいただいております。

今回の取り組みにつきまして、資料2-1の冒頭の日本再興戦略の閣議決定がございます。この中で今回、過去、行政手続の簡素化等について今、申し上げましたような個別のある特定の時期の取り組みが行われておったということは確認をしているわけですがけれど

も、今回はその取り組みだけでは必ずしも現状において不十分であるということで、まさに海外の事例等も参考に、ここに書いてあるような手法で規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進めなさいという形の閣議決定が行われました。

この閣議決定が行われる前から、この諸要請について政府内でどのような体制をとるかということについては、内閣官房のほうで調整をされました。その結果として、先行的な取り組みの2つについては、それぞれ別の部局が担当しますが、3つ目については規制改革の後継体制でやっていただきたいという内閣官房からの要請がございまして、そういった中で行政手続部会を設置するという手続を踏んできたところでございます。

今の八代委員の御指摘につきましては、当面の作業についてはまさに政令改正を行い、行政手続部会も設置してやっておりますので、この体制でしっかりやっていきたいと思っておりますけれども、恐らくこの手続部会は会議と同じ任期でございまして、約3年間の部会になっておるところでございます。ですから、その手続部会も今回、今、先ほど部会長から御報告がありましたような、当面、今後のフォローアップ等も含めた作業についても、今後しっかりと決めていく必要があると思っておりますが、さらにその後、どのような形で政府の体制をとっていくかということについては、最終的に行政手続部会の任務が終わるまでの間には、何らかの御判断をいただく必要があるだろうと思っておりますし、そういった際には今の委員の御指摘も十分参考にしたいと思っております。

大田議長 最初のビッグプッシュをどこかがしっかりやらないと、行革というのはなかなか進みませんので、それを行政手続部会という部会をつくってやる。本来は先生がおっしゃるように行管庁できっちりとやっていくということだと思います。このビッグプッシュの後で、そういうものがシステムの的にやられることが望ましいのだろうと思います。

ほかいかがでしょうか。

安念委員 恒久的なパーマネントな組織で行うべきであるという御意見はまことにごもっともで、私はむしろ規制改革全体がそうであるべきだと思います。できる限りサイエンスとしての規制改革というか、エビデンスベースの規制改革というものを、専門家を集めてパーマネントにやるべきだと思いますが、それはそれとして現在の今、御説明をいただいた試みについて言えば、まことに地味な、派手さのない、しかし、極めて意義深い試みであるというので、私は大げさに申しますとやや感銘を受けました。特にこのような適切な時期に、また、部会長に極めて適任な人材を得て、お世辞で言っているのではないですよ、本当にいいことだと思います。

私も地域活性化などで個人事業主の方や中小企業の方が、許認可等のペーパーワークで何回も何回も役所とのやりとりがありまして、要するに嫌になる、面倒で嫌になるというお話を伺いました。そういうものを少しでも解消できる大変有意義な試みですし、さらにこの中には国だけではなくて、自主的な協力を得なければなりません、地方公共団体も入っているという点に特に大きな意義があると感じました。

以上でございます。

大田議長 ありがとうございます。

私も部会の議論をお聞きしていて、何とかこれは成功させたいと思っています。

ほかいかがでしょうか。林委員、どうぞ。

林委員 私も今、安念先生のおっしゃったとおりで、本当に神は細部に宿るということでございますので、こういったところからやっていくことが、成長を阻害する要因を取り除くことにつながっていくのだと思います。実際にこれをやり始める中で、各省庁での削減計画では済まないような、横串を刺すような計画が必要になってくるのが想定されますので、そこではまたどこかのリーダーシップが必要になっていくのではないかと思いますので、政治にも大いに期待するところでございます。

大田議長 ほかはよろしいでしょうか。高橋先生から何かございますか。

高橋委員 横串の形で、こちらのほうで横断的な目標をつくって、それを各省に個別に具体化してもらおうという形式をとりたいと思います。また、おっしゃっていただいたとおり、これは政治的なプッシュがなければ進まないことでございますので、議長とも代理にも御尽力いただいて、官邸とも御相談いただいて、ある段階では政治的な決断をしていただきたいと思います。

以上です。

大田議長 ほかはよろしいでしょうか。ありがとうございました。では、この規制・行政手続コストの削減の重点分野、目標・手法の取りまとめに向けて、引き続き精力的な御議論をお願いいたします。

それでは、議題3「法定休暇付与の早期化について」に進みます。これは一昨日、24日の人材ワーキング・グループで意見が取りまとめられました。本日は規制改革推進会議としての意見としてお諮りするものです。

まず安念座長から御説明をお願いいたします。

安念委員 御説明申し上げます。資料3をごらんください。この1枚でございます。

当ワーキングでは、これまで失業なき円滑な労働移動を促す観点から、転職に関する事項につきまして幅広く検討いたしまして、関係の団体、個人から御意見を伺ってまいりました。

今回、提案をいたします法定休暇付与に早期化に関する意見というのは3点、柱がございまして、1つは現在の労基法39条では、入社後半年間は法定年次有給休暇が付与されないという現行の仕組みになっておりますが、これを改めるべきである。

第2に、入社後やはり同じ労基法39条によりまして、法定年次有給休暇の付与日数が20日の上限に達するまでに6年半かかる現行の仕組みを改めるべきである。これはかつては10年だったものを立法によって短縮いたしましたのですが、さらに一層短縮してはどうかということでございます。

次に、入社後半年間は、子の看護休暇、介護休暇を労使協定によって取得できないようにすることが可能であるわけですけれども、これも改めるべきではないかというのが柱で

ございます。

要するに転職して不利にならない仕組みづくりを推進するという意味からも、ワーク・ライフ・バランスの実現という観点からも、このような提案が、これも大変地味なものでございますが、有用ではないかと考えた次第でございます。特にある専門家の方からヒアリングで伺って、大変私としては印象深い言葉があったのですが、若いうちからきちんと休むくせをつけなければだめだとおっしゃっていました。そうだなと思いました。つまり、きちんと働くということはきちんと休むということなのだというカルチャーを根づかせなければいけないなとつくづく思った次第です。

実際には御案内のように、現行法のもとでの法定年休につきましても消化率がせいぜい5割なのだから、さらにそれを拡張したってしょうがないではないかという御意見はあるだろうと思うのです。あると思いますが、しかし、今の消化率を上げるためにも、制度としてはもう一歩進まない背中を押さないだろうということもまた真理ではないかと思いました。

もう一つ、これは非正規の人についてはどうなんだという御意見がどこかから聞こえたのですが、学校の教室めいた話になって恐縮なのですが、労基法39条の年次有給休暇の制度は、法律上はもともと正規とか非正規という区別は何もございませんで、要するに一定の形式的な要件に当てはまれば全部一律に設けられることになっています。ただ、パート労働者について言えば、労働基準法施行規則の規定によりまして、比例付与といって短時間勤務であるのに比例して、年休の日数も短いという扱いは特別にはございますけれども、いずれにいたしましても正規、非正規の関係はございませんで、これ一本でよろしいと思います。ただ、現実の問題として非正規の方々がどれだけ休暇をとれているかという問題は当然あると思いますので、これは今後研究すべきことと存じます。

もう一点申し上げます。これは何人かの方から言われたのですが、こうやって半年待たないと10日の年休がつかない現在の制度を前倒しすると、入社していきなり10日間休んで、11日目に辞表を出すやつがいるのではないかいとう御心配をいただく機会が何度かございました。私はそういう人間がもしいるとすれば、それはそれで大した玉だなと。そういう人を採ってしまった企業がどうなのだろう、見る目がなかったのだろうと思うのですが、私どもの提案は、いきなり10日与えようということではなくて、入社日に1日、1カ月たつともう一日というふうに段階的して、6カ月たったところで10日になるということですので、入社1年目の年休の期間は総体としてはふえません。一遍に与えるということではございません。ただ、私は一遍に与えたっていいとは思うのですけれども、やや過激過ぎるかなと思って、段階を追って与えてはどうかという提案をしたのでございます。

以上でございます。詳しいことはまた事務局から御説明いただけますか。

大田議長 では事務局からお願いします。

佐藤参事官 それでは、提言案を読み上げさせていただきます。

法定休暇付与の早期化に関する意見（案）

必要なときに休暇を取得できることは、ワーク・ライフ・バランスの実現や健康維持のために重要である。また、日本経済全体の生産性向上を図るためには、「転職して不利にならない仕組みづくり」を進め、「失業なき円滑な労働移動」を促し、国民一人一人が持つ能力を最大限発揮させることが重要である。しかし、現行の仕組みでは、入社後半年間は法定年次有給休暇が付与されないなど、休暇利用に関する多様なニーズを満たしているとは言えず、また、結果として転職を不利なものにしている。そのため、多くの年齢層で転職が行われている現状も踏まえ、関連制度の見直しを含め以下に掲げる改革の具体化を進めるべきである。

1．改革の方向

- (1) 現行の仕組みでは、本人や家族の病気やけがの治療、子供の世話、親の介護等のため、職場を休まざるを得ない場合に、入社後、しばらくの間は、たとえ1日であっても欠勤扱いとなってしまう（その分の賃金が減額され、評価上も不利）。また、年次有給休暇の付与日数も、勤続期間が長くなるほど多くなっている。
- (2) 休暇の必要性は勤続期間と無関係に生じるが、現行の仕組みは、休暇の取得上、勤続期間が長いほど有利に扱われる一方で、勤続期間が短い労働者は不利に扱われるものである。このような「転職して不利になる仕組み」については、円滑な労働移動を促す観点から、見直す必要がある。

2．改革の具体策

休暇利用に関する多様なニーズを踏まえ、以下の見直しをすべきである。

- (1) 入社後、半年間は法定年次有給休暇が付与されない現行の仕組み（7か月目に10日付与）は、勤務開始日から一定日数の年次有給休暇が付与される仕組みとすべきである。例えば、勤務開始日に1日、以後1か月ごとに1日を付与し、7か月目に4日（計10日）付与する仕組みとすることが考えられる
(参考) 欧州主要国では、入社した月から一定の法定休暇が付与されている。
- (2) 入社後、法定年次有給休暇の付与日数が20日に達するまで、6年半かかる現行の仕組みは、可能な限り早期に法定年次有給休暇の付与日数が20日に達する仕組みとすべきである。例えば、入社後1年半で20日に達する仕組みとすることが考えられる。
- (3) 労使協定により、入社後、半年間は子の介護休暇・看護休暇（原則、それぞれ年5日）を取得できなくすることが可能な現行の仕組みを改め、勤務開始日から一定日数の子の看護休暇・介護休暇を取得できる仕組みとすべきである。例えば、仮に労使協定が締結されたとしても、勤務開始日に1日、3か月目に1日、5か月目に1日、7か月目に2日（計5日）取得できる仕組みとすることが考えられる。

以上でございます。

刀禰次長 1点だけ補足をいたします。資料3の次に資料3参考というものがございま

す。その中で資料3参考1と参考2は関係の条文でございますが、最後のページに国際比較の表をつけてございます。国際先端テスト的な感じではございますけれども、その中で日本は今、申し上げたとおりですが、アメリカはこういった点について法令上の規定はないようでございますが、イギリス、ドイツ、フランスにつきましては今、申し上げましたけれども、勤務を開始したときから一定のものがとれますし、また、年次休暇の付与日数につきましても、具体的な日数は国によって違いますが、長期勤続ほど有利になるような仕組みはございません。あくまでもこれは労働基準法で定める最低基準でございますので、それを上回って付与していることは、もちろん各企業の判断で可能でございます。

以上でございます。

大田議長 ありがとうございます。

それでは、原案につきまして御意見を願います。原委員、どうぞ。

原委員 意見というより質問で、1.(1)について少し教えていただきたいのですが、私の理解で年次休暇というのは、本来的には制度として一定期間働いた人にリフレッシュの期間を与えるという制度であって、一方で子供の看護であったり親の介護であったりという休暇については、別に看護休暇や介護休暇の制度がある。特に子供や親が病気になりましたといったことで休むという事情は、入社直後であっても当然生じ得るわけですから、これがちゃんと休めるようにするというのは当然やられたらいいということだと思います。

その上で1.(1)で書かれているところの現行の仕組みでは欠勤扱いとなってしまう。賃金が減額されて評価上も不利になるというのが、そういった看護や介護のために正面から休めなくて、有給休暇で休むように誘導されているとか、あるいは有給休暇を取らないと評価上、不利になるとか、子供の病気で休みましたと言うと差別的に取り扱われるといったことになっているような気がするのですけれども、とすればそこが問題ではないかと思うのですが、その議論はあるのでしょうか。

安念委員 御指摘のとおりでございます。労使協定の問題はありますけれども、看護、介護の休暇も労働者の権利でございますから、これはとれるわけでございますが、ですから我々はもちろんそういう休暇を取らずに、年休のほうにできるだけシフトしなさいということを行っているつもりはないのですが、これも先生御案内のとおりといたしますが、最高裁の判例も、日本の場合は年休というのは全くフリーに使える。つまりその間バイトしてもいいわけです。それはほかの国の判例とも違っていろいろ極めて重要なものですので、そういう意味では大変使い勝手がよろしいものですから、その意味で年休というものをまずは充実させるというのが1つの考え方ではないかと思いました。

もちろん、御指摘の点は大変重要だと思います。何も介護、看護の休暇を取らずに、こちらのほうを使いなさいよというような意味では全然ございませんし、もしそういうニュアンスがあるように読めるのだとすれば、それはそれでテイクノートしておきたいと思えます。

大田議長 ほかいかがでしょうか。

それでは、資料3につきましては「(案)」を取って、規制改革推進会議の意見書としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

大田議長 では、この原案どおりということで決定させていただきます。

それでは、議題4の規制改革ホットラインについて、事務局から御説明をお願いします。

渡邊参事官 まず資料4-1「規制改革ホットラインの運用状況について」でございます。

受付件数がこれまで482件ということで、2ポツの「所管省庁への検討要請状況」でございますが、前回御報告以降、11月の集中受付で大変多くの御提案をいただいたこともございますので、新たに252件の検討要請を各省庁に行っております。ワーキング・グループ等ごとの数は表のとおりでございます。

この検討要請に対しまして回答をいただいた件数は3ポツの表でございますけれども、累積で174件になってございます。ワーキング・グループ等ごとの分類、所管省庁からの回答の対応分類は表のとおりでございます。

2ページ目以降に、各ワーキング・グループ等ごとの具体的な事項名を記載してございます。

資料4-1は、以上のとおりでございます。

資料4-2「各ワーキング・グループ等で更に精査・検討を要する提案事項(案)」でございます。昨年12月1日から28日までに回答を得た提案事項につきまして、ホットライン対策チームにおきまして内容審査を行っていただきまして、その場で精査・検討を要するということで認められたものが以下のとおりでございます。

農業ワーキング・グループで1件、医療・介護・保育ワーキング・グループで2件、投資等ワーキング・グループで9件、本会議関連で2件ということでございますけれども、うち医療・介護・保育ワーキング・グループの保育所の証明書の関係、それから、投資等ワーキング・グループの教員のICT活用の関係、医療個人情報の関係、本会議の民泊における電子化につきましては、いずれもワーキング・グループあるいは本会議で検討事項とされているということで、 を付してございます。

それから、本会議関連の1. イベント民泊の規制の緩和につきましては、所管省庁に規制シートをつくらせて、その上で規制シートの内容を見て、その後の取扱いを判断すべきということで を付してございます。それ以外の項目につきましては というので、事務局で事実関係を確認する事項ということで、このような区分案を付けてございます。

以上でございます。

大田議長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に関して御意見、御質問をお願いいたします。この資料4-2の各ワーキング・グループ等で更に精査・検討を要する提案事項につきましては、各座長からも何かありましたらお願いします。

あと野坂委員、何か補足はございますか。

野坂委員 特に本会議関連の民泊における課題というのは、非常に重要となっておりますので、できるだけ速やかに御議論いただければというのが御要望でございます。

大田議長 どうぞ。

安念委員 資料4 - 2の6ページなのですが、この種の保安上の規制の改革についての御要望というのは、毎年極めて多数である場合もあるのですが、これはLNGローリーへの充填量の上限引き上げというもので、容積いっぱい詰め込むなという規制はいろいろあるのですが、そのことはよろしいのですけれども、次の7ページの対応の概要というところで、これは典型的な回答だと思っております。

つまり、安全性が十分確保できることの技術的な根拠を示していただければ検討します。これは所管の省庁の役人としてはやむを得ない答えなのだけでも、ということはテストの金を業界のほうで持つということになります。しかし、これは膨大なコストをしばしば要するのです。

私が経験したのは、自動車に積む水素ボンベの鋼材の質を、一般的に使われているモリブデン鋼やクロム鋼でもいいのかという話があったのですが、いいという証明をするのは本当に大変なことです。

そこで1つなのですが、この種のものにはしばしば外国の実験例等がある場合がございます、それでいいのかということを確認していただければと思うのです。これは国によって性能が変わったりするような問題ではないので、いいのであればいいのではないかと。少なくとも先進国の事例であればいいのではないかと私は思うので、そういう実例として1つ積み上げていただければいいかなと思いました。

大田議長 これは重要な御指摘と思っておりますので、事務局のほうでよろしく願いいたします。

ほかよろしいですか。ありがとうございます。

それでは、最後、議題5、規制改革実施計画のフォローアップについて、事務局から御説明をお願いします。

渡邊参事官 資料5でございます。規制改革実施計画につきまして毎年これまでフォローアップ作業をしておりまして、その方針の御説明でございます。

「1 趣旨」でございますけれども、平成28年6月の規制改革実施計画におきまして、その28年の計画と、それだけではなくてこれまでの規制改革実施計画に盛り込まれました事項の実施状況について、フォローアップを行うこととされております。ということで本年度末、平成29年3月現在のフォローアップを行うものでございます。

「2 フォローアップ要領」のまず(1)報告対象でございますけれども、直近の平成28年実施計画につきましては、その全ての事項を対象としたいと思っております。それから、既往の閣議決定につきまして、25年、26年、27年とございますけれども、この1ページの下の措置状況の区分というものが表で示されてございます。これまでのフォローアッ

アの作業で各事項につきまして措置済、未措置、検討中、未検討という区分でフォローアップをしておりますので、この中で措置済以外の事項について、まずフォローアップを行うということです。

それから、2ページ目をお開きいただきまして、上に評価区分の表がございますけれども、重点的フォローアップ事項につきましては、評価を行ってきております。解決、要フォロー継続、要改善という区分にしておりますけれども、1ページ目の2(1)イにお戻りいただきまして、措置済とされているものにつきましても、要フォロー継続という区分で評価をしているものについては、あわせてフォローアップをしていくことにしたいと思っております。

その他といたしまして、改正タクシー特措法の特定地域の指定基準に係る検討につきましては、これは実施計画には盛り込まれていない事項ではございますけれども、会議の意見として取りまとめられた事項につきまして、重点的フォローアップ対象とするとされておりますので、措置済とされていない事項もございますものですから、これもフォローアップをしたいと考えております。

(2) 所管省庁からの報告ということで、これらの事項につきまして28年度末時点の措置状況、実施内容、今後の予定について報告を求めるということで、その作業上の様式を4ページ、5ページ目、様式1と2で記載してございます。様式はほぼ同様でございますけれども、1点違いがございますのは、先ほど申し上げました重点的フォローアップ事項につきましては4ページの右端の欄、規制改革推進会議の評価の欄が設けられてございまして、この部分につきまして各ワーキング・グループにおいて作成をいただきまして、本会議に報告いただくことにしてございます。

資料の2ページの(3)イでございまして、重点的フォローアップ事項につきましては、先ほど申し上げましたように会議で評価をしていただきます。重点的フォローアップ事項以外の事項につきましては、各省庁からの報告内容を踏まえまして、実施されていないと明確に認められる事項については、その旨を明らかにするということにしてございます。

「3 答申への反映」ということで、これらのフォローアップ作業を各省庁に依頼をしまして、重点的フォローアップ対象とした事項のうち、先ほどの区分で言うところの要改善としたものにつきましては、新規事項として位置付けて、答申に盛り込むことにしたいと思っております。

最後に「4 今後のスケジュール」でございまして、今回の御報告について御了承いただければ、作業を進めまして、3月に各省庁にフォローアップの依頼をしまして、4月を過ぎたところで回答をいただき、その後、回答を取りまとめまして、先ほど申し上げた評価区分の部分あるいはその他の事項を含めまして、ワーキング・グループで精査をいただきまして、結果を取りまとめて答申の付属資料として規制改革推進会議に報告することで作業を進めてまいりたいと思っております。

一番最後の7ページをお開きいただきますと、先ほど申し上げました対象事項の件数を整理したものを参考2として付けてございます。まず平成28年の実施計画につきましては、全ての事項を対象とするということで80事項。それから、これまでの既往の実施計画、それから、改正タクシー特措法の関係で措置済でないものが黄色の部分でございますけれども、累計で101件。それから、措置済としている事項で要フォロー継続としているものが計43件ございまして、総計で一番下の数字224件が今回のフォローアップの対象件数となります。

説明は以上でございます。

大田議長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対して御意見、御質問ございますでしょうか。八代先生。

八代委員 これは御確認ですけれども、重点フォローアップ事項に入っている中で、人材ワーキングの中で労使双方が納得する雇用終了のあり方というテーマがございまして、これに関する会議側の意見というものが出ていまして、これについて規制改革の観点からやや疑問の内容があります。今、厚労省の検討会議では幅広い観点から検討中なわけですがこれに関して、どこまで我々は前会議で決めた会議の意見に拘束されるのかということをお聞きしたいと思います。

大田議長 では次長のほうから。

刀禰次長 もし不正確であれば議長なりから御修正いただければと思いますけれども、閣議決定は当然閣議の決定ですので、基本的に尊重していただく必要があると思っておりますが、過去の会議の意見につきましては、あくまでもその時点での意見でございます。ただし、当然その時点では各省にこれを参考に検討してほしいということを伝えていることも事実でございます。規制改革推進会議は規制改革会議の後継の会議でございます。同じ内閣のもとでの会議でございますので、当然、過去の会議の経緯を委員各位におかれても、基本的には御尊重いただいているものだと思っております。

他方で、状況の変化等に応じて何か新しい意見が必要になるということをおお妨げるものではありませんし、今、委員が言われたように拘束されるのかという意味では、形式的には拘束されないということだろうと思っております。ですから基本的な考え方を尊重していただいた上で、もしも状況の変化なり、また、新たなお考えの中で必要なことがあれば、きちんと議論をしていただいて、その際には各省にも必要があれば誤解がないように、今こう考えているからということをおお何らかの形で伝達していく必要があると思っておりますけれども、そういったことも踏まえて御検討いただければと思います。

今の個別の点につきまして、必要があればワーキングで御議論いただければと。今期もフォローアップすることになっているかと思っております。

大田議長 労働者からの申し出だけにするのか、あるいは経営側の申し出も加えるのかというのは、雇用ワーキングでも議論いたしました。その時点で労働者からの申し出というところで、ぎりぎりの選択をしたということがございます。そのワーキングの議論として、

実際には今、労働局のあっせん等で解決されず泣き寝入りになっているケースもあるわけですが、まずは労働者からの申し出によって金銭解決のケースができていけば、ある水準が出てくるだろう、と。実際に金銭解決がなされている例は多いですから、金銭解決の水準ができてくることは非常に大きいという議論をしました。

今、次長から御説明があったように、閣議決定は閣議決定として尊重していただきたいと思いますが、それを受けての検討の中でさらに進んだ形でできてきたとすれば、それは私どもとしてフォローアップとして御報告をいただいて、こちらとしても議論することだと思います。縛るということではありません。

大田議長 これはフォローアップ事項ですので、厚労省からはまだ結論が出ません。閣議決定の期限に結論を出していただくということだと思います。よろしいでしょうか。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。事務局から何かありますでしょうか。

佐脇参事官 次回の会議日程は、後日、事務局から御連絡いたします。

以上です。

大田議長 それでは、これで本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。